二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
京都府舞鶴市字北吸
小字北宿　三七六番
三七六番一
三七七番から三七九番まで
一〇一三七番から一〇一四三番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
京都府舞鶴市字北吸
小字北宿　五一四番一　一号
五一二番　二号から四号まで
一〇一四四番　五号
一〇一四三番　六号
一〇一三七番　七号
一〇一三六番　八号
三七五番　九号及び十号
三八一番　十一号
五一〇番一八　十二号
五一〇番三一　十三号から十五号まで

○国土交通省告示第六百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
坂川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
京都府長岡京市粟生
清水谷　五二番一　一号及び八号
北山神　二番　二号
三番　三号から七号まで
四番　十一号から十四号まで
六番　十五号及び十六号
八番　十七号
山神　一番一　九号
二番　十号
風呂阻　八番一〇　十八号及び十九号
八番一一　二十号及び二十一号
六番　二十二号及び二十三号
五番　二十四号
四番　二十五号
三番　二十六号
西寺山　一番一　二十七号及び二十八号

○国土交通省告示第六百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
板地川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県別府市大字南立石
字引野　二八一番二　一号及び二号
字板ケ平　二〇八番　三号
字エゲ　二八四番　四号から八号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱九号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県別府市大字南立石
字エゲ　二八四番　十三号から十六号まで及び二十四号
三〇四番　二十二号及び二十三号
字台　一三四番　九号から十二号まで
字前平　七番　十七号から二十一号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
境川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和七年建設省告示第二百七十一号及び昭和八年建設省告示第百八十二号で指定した土地の区域を除く。）
大分県別府市大字南立石
字平畑　三四二番四　一号
字長谷川　六番一　二号
大分県別府市大字鶴見
字鶴見原　四五四八番一四三　三号から五号まで
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
立平谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県杵築市大田沓掛
字鳥飛谷　一七一〇番　一号
一六九九番　二号
一六七一番　三号
一六七六番　四号
一六五一番　五号
一六五八番　六号
字吉松　一五四二番　七号
一五三九番二　八号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
五名川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県宇佐市院内町五名
字小野　五〇七番　一号
五〇九番　二号
五一五番　三号
五一八番　四号
五二五番　五号
五二七番　六号
字東屋敷　五三五番　七号
五四七番　八号
五四八番　九号及び十号
五六〇番一　十一号
五五八番　二十四号及び二十五号
五五六番　二十六号
五四九番　二十七号
五五〇番　二十八号
五五三番　二十九号
字小迫尻　六二一番二　十二号
六二三番一　十三号から十六号まで
六二三番二　十七号
六二四番　二十号及び二十一号
六二二番一　二十二号及び二十三号
六三三番一　十八号
六二七番　十九号
字鳴　五、(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
丸ばえ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市上浦大字浅海井浦
字山ガラ　一一五番一　一号
二六四番　三号及び四号
九七番　七号
一二五番二　八号
字丸研　一九六番一　二号
一九五番一　五号
一九二番二　六号
六、(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
津志河内川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県佐伯市大字長良
字山田　三九〇四番二　一号
字小谷　四七八一番二　二号
四七八五番　四号
四七八九番　五号
四七九七番　六号
四八〇一番　七号
字折戸　三八九七番　三号
三八九五番一　八号

○国土交通省告示第六百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北平川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県豊後大野市朝地町大字綿田
字嵩添　一三三二番　一号及び十三号及び十四号
一三三七番　二号及び三号